

平成29年第4回
城里町議会臨時会会議録 第1号

平成29年7月12日 午前10時00分開会

1. 出席議員（15名）

| | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 藤 咲 芙美子 君 | 10番 | 小 林 祥 宏 君 |
| 2番 | 片 岡 藏 之 君 | 11番 | 南 條 治 君 |
| 3番 | 菌 部 一 君 | 12番 | 杉 山 清 君 |
| 5番 | 三 村 孝 信 君 | 13番 | 小松崎 三 夫 君 |
| 6番 | 河原井 大 介 君 | 14番 | 鯉 渕 秀 雄 君 |
| 7番 | 関 誠一郎 君 | 15番 | 根 本 正 典 君 |
| 8番 | 阿久津 則 男 君 | 16番 | 小 坪 孝 君 |
| 9番 | 桐 原 健 一 君 | | |

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 町 長 | 上遠野 修 |
| まちづくり戦略課長 | 鯉 渕 弘 之 |
| 総 務 課 長 | 大 貫 忠 男 |
| 町 民 課 長 | 柳 橋 司 朗 |
| 財 務 課 長 | 大曾根 直 美 |
| 長 寿 応 援 課 長 | 加 藤 薫 |
| 都 市 建 設 課 長 | 桧 山 正 春 |
| 会計管理者（会計課長） | 鈴 木 貴 司 |
| 教育委員会事務局長 | 五 町 義 徳 |

1. 職務のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 阿久津 雅 志 |
| 主 任 書 記 | 松 崎 英 明 |
| 書 記 | 市 村 真 紀 |

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成29年7月12日（水曜日）

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 承認第19号 専決処分第18号（平成27年度工事変更請負契約の締結）の承認を求めることについて
日程第4 議案第59号 工事請負契約の締結について
日程第5 議案第60号 工事委託契約の締結について
日程第6 議案第61号 平成29年度城里町一般会計補正予算（第1号）について
日程第7 議案第62号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第8 議案第63号 城里町教育委員会委員長の任命につき同意を求めることについて

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第19号
- 議案第59号
- 議案第60号
- 議案第61号
- 議案第62号
- 議案第63号

午前10時00分開会

町民憲章唱和

○議長（小林祥宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

ご起立願います。

[全員起立・町民憲章唱和]

○議長（小林祥宏君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（小林祥宏君） 平成29年第4回城里町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会は、承認1件、議案5件を審議するものでございます。

議事運営につきましては、議員各位の特段のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、クールビズへの対応のため、本会議はノーネクタイで会議を進めます。

なお、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

議員の出欠

○議長（小林祥宏君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

開会の宣告

○議長（小林祥宏君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回城里町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（小林祥宏君） これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（小林祥宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

13番 小松崎 三 夫 君

14番 鯉 淵 秀 雄 君

15番 根 本 正 典 君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（小林祥宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間限りとすることに決定をいたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人8名を許可いたしました。

町長挨拶

○議長（小林祥宏君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 本日は、平成29年第4回議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、過日開催いたしました第3回議会定例会におきましては、全議案等について適切なるご決定をいただき、まことにありがとうございました。

今臨時会は、契約の締結、補正予算、人事案件についてご提案を申し上げ、ご審議をお願いするものであります。慎重審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

承認第19号 専決処分第18号（平成27年度工事変更請負契約の締結）の承認を求めることについて

議案第59号 工事請負契約の締結について

議案第60号 工事委託契約の締結について

議案第61号 平成29年度城里町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（小林祥宏君） これより、日程第3、承認第19号 専決処分第18号（平成27年度工事変更請負契約の締結）の承認を求めることについてから日程第6、議案第61号 平成29年度城里町一般会計補正予算（第1号）についての4議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成29年第4回城里町議会臨時会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、承認第19号 専決処分第18号（平成27年度工事変更請負契約の締結）の承認を求めることについてであります。平成27年度国補橋維第1号大桂大橋耐震補強工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当する施工中の工事において変更が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により変更契約をしたものです。

次に、議案第59号 工事請負契約の締結についてであります。平成28年度城里町民センター（仮）改修工事の契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第60号 工事委託契約の締結についてであります。平成29年度町道1号線（徳蔵倉見線）合併市町村幹線道路緊急整備支援事業の委託契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第61号 平成29年度城里町一般会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,327万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,627万4,000円とするものです。

歳入では、繰入金を追加するものです。歳出では、総務費、民生費及び土木費を追加するものです。

以上、承認1件、議案3件の概要について一括ご説明いたしました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長（小林祥宏君） それでは、議案の質疑に入ります。

承認第19号についての質疑を求めます。

1 番藤咲芙美子君。

○1 番（藤咲芙美子君） 大桂大橋の耐震補強についてなんですけれども、質問の1つ目は、施工前と後の写真確認できますでしょうか。これは玉石設置の作業とか止水壁の除去の前後の確認の写真など確認できるのかどうかをお聞きいたします。

それから、もう一つは、P2橋脚の根固めブロックは最終的に何個あったのでしょうか。最初の設定は41個ということでした。その後どのくらい増えたのか確認をしたいと思いま

す。

それから、もう一つ、財源についてですけれども、補正に伴う工事内容の内訳では、16年11月8日には補正予算が6,974万の金額が出されています。今回の5回目の変更契約29年6月15日は契約金6,696万円の増額に提示されています。

そこで、質問なんですけど、278万の差金がありますけれども、詳細の説明をお願いしたいと思います。

それと、もう一つ、平成29年6月30日までの延長をしました。現在7月12日ですけれども、全て終了したのかお聞きしたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 傍聴人さらに2名を許可いたしました。

都市建設課長 桧山正春君。

○都市建設課長（桧山正春君） 1番議員藤咲芙美子議員の質問に対してお答えいたします。

議員の皆様には大変ご心配をおかけしております大桂大橋耐震補強工事は、予定どおり6月30日に終了しております。なお、完了検査につきましても7月11日に完了しております。事業完了関係の資料に関しましては、都市建設課のほうに来ていただければお見せできると思われます。

なお、予算関係なんですけれども、入札差金ということで余分額として都市建設課のほうでは処理いたします。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） わかりました。ありがとうございます。じゃ、後ほど写真をもらいに行きたいと思いますので、準備しておいてください。

それから、2回目の質問ですけれども、根固めブロック答えていただけましたか。何個に増えたか。私、今回2回目じゃない、それ1回目の質問として聞きますから。2回目の質問ありますので。

○議長（小林祥宏君） 都市建設課長 桧山正春君。

○都市建設課長（桧山正春君） 根固めブロックなんですけれども、先ほど資料確認の際にということで説明したつもりなんですけれども、建設課のほうでということでお願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） ということでは多分増えたと思うんですけれども、目視の41個よりはかなり増えたんじゃないかと思うんですけれども、その増えたことによる金額の増額はなかったのかということと、それから潜水夫は予定どおり施行したのか、根固めブロックをとり出すのに潜水夫を使ったと思うんですけれども、もし根固めブロックが増額したときに潜水夫の手間もかなりかかったと思うんですけれども、それによる予算の増額と

いうものはなかったのでしょうか。

それから、先ほどの差金の件はどうなんでしょう、何かどのように処理されているのかというようなことをちょっと聞きたかったんですけども、ちょっとよくわかりません。もう一度お答えください。

○議長（小林祥宏君） 都市建設課長 桧山正春君。

○都市建設課長（桧山正春君） まず最初に、個数でその数量がということでございますが、議会の補正予算で6,900万、第3回臨時議会でいただきました補正予算なんですけれども、その中で全て清算できたということでございます。

あと、入札差金の件なんですけれども、差金の件は先ほど説明したとおり建設課としては余分額という形になります。不用額になります。

○議長（小林祥宏君） 町長 上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） それでは、補足説明させていただきます。

二百数十万円の余分額が出ましたが、これは予算として見ていただいたよりも200万ぐらい安く竣工に至ったということで、最後不用額が出たわけなんですけれども、この差金につきましては不用額ということで繰越金、あるいは財政調整基金にいずれは積み立てられていくものだというふうに思います。

以上です。

○1番（藤咲芙美子君） わかりました。

○議長（小林祥宏君） よろしいですか。

○1番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第59号についての質疑を求めます。

1番 藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） 59号の町民センターについての質問です。

七会支所と七会公民館が入って工事がされると思うんですけども、七会支所とそれから公民館の機能の違いがあると思うんですけども、その違いをきちんとされた上で今から計画されているんだと思うんですけども、どのように機能的にされるのかちょっとお伺いしたいと思います。同じ場所で機能的に違ってきますよね、支所と公民館。そういうようなことを同じ場所でやっていて、本当にそれがきちんとできるのかどうかをちょっと心配なので、説明していただきたいと思います。

それから、公民館で今までと同じように手芸とか料理教室など継続できるのかどうか、それもお聞きします。

あと、ホーリーホックのトレーニング機器なんですけれども、選手の使用と町民の使用、

どのように分けるのか、もう一度ちょっと詳しく教えてほしいと思います。町民が肩身の狭い思いはしないのか、ちょっと心配なところがありますので、お聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、関連の質問なんですけれども、グラウンド、サッカー場の整備工事の入札のときに最低制限価格以下のため失格というのが長谷川・大座畑特定建設の事業で出されていますけれども、この最低制限価格以下の失格というのは業者にきちんと説明されていたのか、それとも説明していなかったのか、この辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、回答させていただきます。

支所と公民館を一緒にやるということなんですけれども、例えば水戸市のいろんな公民館と言わないで、どこどこ地区市民センターと言っていると思うんですが、公民館と支所のサービスを同じところで行っていて、住民票の発行と例えばお料理教室の開催とかを同じ場所で同じスタッフがやっているといます。そういう意味で、支所と公民館のサービスを同じ建物でやるということは可能だというふうに考えて、今回の計画を立てたわけでございます。

さまざまな今七会公民館で行われている全ての教室が新しくできる町民センターで、どの部屋で行えるかということを検討して部屋割りを行っておりますので、大丈夫だと思います。和室もありますし、それから普通の会議室もありますし、調理室もありますし、音楽室もありますので、あらゆる文化活動をそこで行うことができるというふうに思います。

また、多少の改修を行って、例えば今七会中学校にはない車椅子の方、身障者など、あるいは妊婦さんが使うような多目的トイレの整備なども同時に行いますので、これまで以上に快適にサービスが提供できるものと考えております。

トレーニング機器につきましてはサッカーくじ t o t o の補助金を受けておりまして、t o t o の補助金の条件としては誰かに独占的に占有させないと、市民一般に開放するという条件にサッカーくじの補助を受けているわけでありますから、特定の会社の人が独占的に使用させるということはそもそも補助金の制度上できませんので、一緒に使っていただくことになっております。現況でも水戸ホーリーホックの選手は青柳の体育館のトレーニング機器を使っておりますが、その際も独占的に使っているわけではなくて、その一般に使っている市民の人たちと同じように混ざってトレーニング機器を使っておりますので、そのような使い方になると認識しております。

以上です。

○1番（藤咲芙美子君） まだ答えていない。

○町長（上遠野 修君） あと最後の土木の入札に関しては完全に今回の議題と全く関係がない話だと思いますので、また別の場でご質問いただければと思います。

○議長（小林祥宏君） 1 番藤咲芙美子君。

○1 番（藤咲芙美子君） 関係のない質問とよく言われますけれども、町長、関連のある質問なんです、これは。今回入札が結果一覧として出してありますので、入札の問題で私は聞いております。執行部のほうでも多分これはわかってはいると思うんですけれども、お答え願えますでしょうか。

それは一つの答えを伴うことと、あと、先ほど支所と公民館が一緒になると言っていましたけれども、人員削減は今の現時点から何人ぐらい削減されるんでしょうか。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

土木の入札の件と今回建築の入札の件なので、ちょっとその件はやっぱり別の場でちゃんと質問いただくことなのかなというふう思います。あくまで今回の議案は建物の入札について適切な入札が行われたので、契約のご承認くださいということでございますから、3カ月前、4カ月前の別の工事の入札のことについては、そのときご審議いただくものだというふうに考えております。

人員の件であります、平成28年2月に最初の七会中学校の跡地利用に関する説明会、最初28年2月に始まったかと思うんですが、28年2月に最初の説明会を開いて、その後の議会でも説明したと思うんですが、その中でも芝生の管理費かかるけれども、一方でコストダウンできるところもあるということで人件費の縮減についてそのときにも説明をさせていただいたと思うんですが、想定では正職員1名、それから嘱託職員1名、人件費については500万から1,000万くらいの節約ができるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 1 番藤咲芙美子君。

○1 番（藤咲芙美子君） そうですか、そういう形で別なところで審議してくださいということなんです。ただ、別なところになると一般質問しなくなってしまうので、今関連質問ということでお聞きしたんですけれども、最低制限価格のために失格ということがあったんです。これは29年3月7日の町民センターのサッカーグラウンドの入札結果だったんですけれども、今までにないような表示もされていて、最低制限価格とはどういうことなのか、失格とはどうなのかをちょっとお聞きしたかったということなんですけれども、お答えいただけませんでしたので、一般質問よりもう少し後で別な形で、何らかの形で質問をしたいと思います。

しかし、この最低制限価格を出したということについては、これは町では業者にきちんと最低制限価格がありますよというようなことを表示されなければならないんです。それなのにされていなかったのかどうなのか、されていたのか、そのぐらいのことはお聞きしたかったなと思っていますので、もしお答えできればお答えください。

○議長（小林祥宏君） 財務課長大曾根直美君。

○財務課長（大曾根直美君） 1番藤咲議員さんのご質問にお答えいたします。

入札の執行上、ルールで最低価格とか設定することに決まっておりますので、そこで設定されております。

○1番（藤咲芙美子君） 決まっているの。わかりました。

○議長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第60号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第61号についての質疑を求めます。

1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） 特養坏小学校の跡地の利用整備についてなんですけれども、今回は特養ホームなんですけれども、今回の説明としては坏小学校の校庭のところのできる特養ホームの施設のことと、それから今回計上されたものについては、その特養のグラウンドの脇の体育館に行くところの通路を整地するというので説明をいただきました。しかし、この整地関係の説明にはその土地の整地と、それから小学校の特養の工事建設の内容と一緒にしているんです。非常にわかりにくい説明で、理解するのに物すごく苦労しました。

しかし、今回は道路の通路を整地して、子供たちがバスで通学するのに送り迎えするそのバスが入れるように整地をしたいんだということをお聞きしましたので、何とか納得はしましたけれども、こういう説明の書き方はちょっとやめてほしいなと思います。もう少し具体的に、一つ一つまとめて説明していただければいいかなと思いました。

それと、ここの中に特養ホームのことも書いてありますので、特養ホームのことをちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、これは整地関係なので、整地関係だけの説明だと町長にまた言われそうですけれども、それだけに限らず、私関連性として質問していますので、お答えできればいいかなと思っています。特養ホームの運営の概要など、それから低所得者、年金生活の入居者などに一時金は払うようなのか、それから入居までの期間の待ちはどうなのかとか、入札状況はどうなのかとかそこら辺のところもちょっといろいろお聞きしたいなと思っていますので、お聞きしたいと思います。

あと、地域交流センターの設置なんですけれども、……

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君、議題外のようなあれはちょっとよろしく願いします。

○1番（藤咲芙美子君） 関連質問なんですけれども、お答えいただけないんですね。わかりました。

○議長（小林祥宏君） よろしくお願ひします。

〔「議長、きちんととめてください、お願ひします」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） はい。

長寿応援課長加藤 薫君。

○長寿応援課長（加藤 薫君） 1番藤咲議員のご質問について、まず初めに、今回の補正について特養の施設用地の整備ではありません。そこについては全く入っていませんので、取得したものについては社会福祉法人側が土地の整備をする、不要なものを撤去するというふうなことでございますので、今回の補正はあくまでも現在利用していますスクールバスの安全運行のため、そして地元の方が利用しています体育館、そして埋蔵文化センターが搬入するためにいわゆる進入路をつくとそのための整備ということでございます。

また、後段幾つかありましたけれども、社会福祉法人がこの後入札を行って、建設をしていくのが早くても10月末ぐらいになるというふうに聞いております。ですから、入所に関する詳細につきましては、来年11月ぐらいにオープンするまでの間に社会福祉法人のほうから示されるし、町は介護保険制度にのっかってそれらを確認していくというふうな運びになるというふうに考えております。

○1番（藤咲芙美子君） わかりました。

○議長（小林祥宏君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

○議長（小林祥宏君） これより討論に入ります。

初めに、承認第19号に対する討論はございせんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

次に、議案第59号に対する討論はございせんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

次に、議案第60号に対する討論はございせんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

次に、議案第61号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小林祥宏君） これより採決に入ります。

初めに、承認第19号 専決処分第18号（平成27年度工事変更請負契約の締結）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第59号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 工事委託契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成29年度城里町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

議案書の差し替え

○議長（小林祥宏君） ただいま町長より、日程第7、議案第62号についての議案書を差し替えたいとの申し出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差し替えることに決定をいたしました。

事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第62号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小林祥宏君） 日程第7、議案第62号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議案第62号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。平成29年3月に任期満了となっております加藤木昭博さんを改めて選任するものでございます。

加藤木さんは平成25年3月から4年間、代表監査委員としまして町の健全な財政運営が図られるよう費用対効果の観点から、町の効率的な行財政運営の推進を促すよう指導、助言をいただく等、町の健全な行財政運営にご尽力をいただいております。加藤木さんは本町職員としての長年の経験もお持ちで、本町行政に精通されておられる方でもございますので、これからも長年培われてきた広い識見と適正な判断力及び指導力で監査委員としての役割を適正かつ迅速に行っていただけるものと確信しております。

よって、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。何とぞ慎重審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長（小林祥宏君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第62号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

○議長（小林祥宏君） これより討論に入ります。

議案第62号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小林祥宏君） これより議案第62号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案書の差し替え

○議長（小林祥宏君） ただいま町長より、日程第8、議案第63号について議案書を差しかえたいとの申し出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定をいたしました。

事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第63号 城里町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（小林祥宏君） 日程第8、議案第63号 城里町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議案第63号 城里町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてであります。現在欠員となっております教育長につきまして、城里町春園737番地の2にお住いの高岡秀夫さん61歳を推薦するものでございます。

高岡さんは昭和57年4月に教職を拝命し、豊浦中を皮切りに32年の長きにわたる教職歴を培い、その間、七会村立塩子小学校教諭、城里町立常北中学校教頭、常北中学校校長として11年間、城里町の教育向上に力を注いでいただきました。特に平成24年から27年度ま

での4年間は皆さんもご存じのように常北中学校校長として学校の主体性を発揮、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、個性を生かす教育の充実や地域に開かれた魅力ある学校づくりを目指し、城里町の教育向上に大きな成果をもたらされました。

また、その間、城里町校長会会長や東茨城郡校長会会長としてもリーダーシップを発揮され、町や郡内の教育現場を熟知する一方、水戸市総合教育研究所にも6年間派遣され、現在は茨城県立図書館に勤務されております。

性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見ともに最適任者であり、県の教育委員会からも教育長候補者としてご推薦をいただいております。

このようなことから、本町教育行政の発展にご尽力いただけるものと確信しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりご提案するものです。どうか慎重審議をいただきまして、ご決定をお願い申し上げます。

質 疑

○議長（小林祥宏君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第63号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

○議長（小林祥宏君） これより討論に入ります。

議案第63号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小林祥宏君） これより議案第63号 城里町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定

いたしました。

以上で本臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（小林祥宏君）　ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野　修君。

〔町長上遠野　修君登壇〕

○町長（上遠野　修君）　平成29年第4回議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました議案につきまして、慎重審議をいただき、まことにありがとうございます。また、適切なお決定をいただき、まことにありがとうございます。

結びになりますが、最近暑い日が続いております。議員各位には体調管理に十分注意され、城里町発展のためご尽力くださるようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（小林祥宏君）　以上をもちまして、平成29年第4回城里町議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時44分閉会